# 第1章

# 計画策定にあたって

# 第1章　計画策定にあたって

## 1　計画策定の趣旨

本市では、平成10年に中国地方初の男女共同参画都市宣言を行いました。

その後、「宇部市男女共同参画推進条例（平成14年6月制定）」及び「宇部市男女共同参画基本計画（平成17年3月策定、平成23年3月改定）」に基づき、男女が互いにその人権を尊重し、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指してまいりましたが、依然として、固定的な性別役割分担意識に基づく、さまざまな偏見や社会制度・慣行が残っているのも現実です。

また、急速な少子高齢化社会の進展や人口減少が進む中、あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高め経済が発展するとともに、男女間の実質的な機会の平等が担保されるとの観点から、平成27年8月に「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」が制定されました。

こうした流れを踏まえ、これまでの取り組みの成果を発展・継承し、市民をはじめ、関係機関や団体、事業者等と協働しながら、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進することを目的として、新たな基本計画を策定するものです。

## 2　計画の性格

（1）本計画は、「宇部市男女共同参画推進条例」第9条の規定に基づく基本計画として、本市の男女共同参画社会の形成のための基本方針を示すものです。

（2）「第4次宇部市総合計画」に基づき、本市が取り組む各種の個別計画との整合性を図りながら、施策を推進することとします。

（3）国の「第4次男女共同参画基本計画」、及び、県の「第4次山口県男女共同参画基本計画」との整合性を図った計画とします。

（4）本計画は、「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」の第6条に規定されている市町村推進計画として策定するものです。

## 3　計画の期間等

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、上記の期間に関わらず、必要に応じて、適宜、計画の見直しを行います。

# 第2章

# 計画策定の背景

# 第2章　計画策定の背景

## 1　国・県の近年の動き

### (1)「女性活躍推進法」の制定

働く場において活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」が平成27年9月に施行されました。

この法律では、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が、各事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられました。

### (2)「次世代育成支援対策推進法」の延長・改正

我が国の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、「次世代育成支援対策推進法」が平成26年4月に10年間延長・改正されました。

### (3)「DV防止法」の改正

DVをはじめとする配偶者等からの暴力の状況に的確に対応するため、「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」が改正され、平成26年1月に施行されました。

これにより、被害者の対象範囲が拡大され、これまでの事実上の婚姻関係にある者に加え、生活の本拠を共にする交際相手から暴力を受けた者も含められることになりました。

### (4)「ストーカー規制法」の改正

近年のストーカー行為等の実情を踏まえ、「ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）」が改正され、平成25年10月に施行されました。

これにより、婦人相談所等は、ストーカー行為などの被害者に対する支援等に努めなければならないことが明記されました。

### (5)国、県の男女共同参画基本計画の改定

国においては、男女共同参画社会基本法に基づく「第4次男女共同参画基本計画」が、平成27年12月に閣議決定されました。

この計画では、「男女共同参画社会として目指すべき方向性を3つの政策領域に体系化すること」、「『男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍』を計画全体にわたる横断的視点に位置付けすること」が、それぞれ主な改正内容として挙げられています。

また、県においても、上記の動向を踏まえ、平成28年3月に「第4次山口県男女共同参画基本計画」が策定されました。

## 2 宇部市の動き

本市では、平成9年3月に、男女共同参画社会の実現に向けて市が取り組むべき施策の方向と道標を示す「うべ女性プラン」を策定し、その後、平成13年3月に、社会情勢の変化等から生じた新たな課題に対応するため、「うべ男女共同参画推進プラン」を策定しました。

また、平成10年6月の市議会で、男女が共にお互いの人権と個性を尊重し、平等な立場でそれぞれの責任を果たす社会の創造と男女の協力及び交流により、世界に平和と友情の輪が広がることを願い、中国地方で初めて「男女共同参画都市宣言」が決議されました。

平成14年6月には、男女共同参画社会の形成を推進するため、「宇部市男女共同参画推進条例」を制定し、平成17年3月に「宇部市男女共同参画基本計画」を、平成23年3月には「第2次宇部市男女共同参画基本計画」を策定しました。

さらに、平成20年4月には、DVをはじめとする男女間の暴力等に係る相談業務を充実させるため、県下の市町に先駆けて、「宇部市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、現在に至っています。

これに伴い、平成22年3月に、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護、自立支援に関する施策を総合的、計画的に推進するため、「宇部市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定し、その後、さらなる制度の充実を目指し、平成26年3月に改定を行っています。

## 3 社会・経済環境の変化

### (1) 人口減少・少子高齢化の進行

本市の総人口は、平成7年の182,771人をピークに減少に転じ、平成27年には169,410人となり、今後、人口の減少が一層進んでいくものと予想されます。

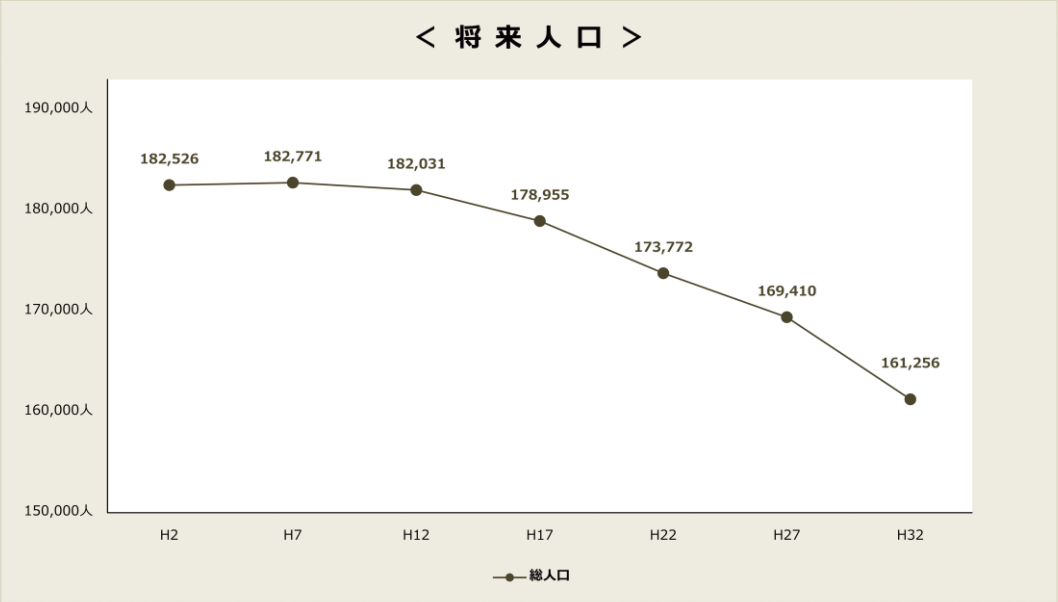


総務省「国勢調査」

（※H32は推計値による。）

年齢区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加してきています。

その結果、本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は、平成27年に30.5％となり、その割合は年々増加する傾向にあります。

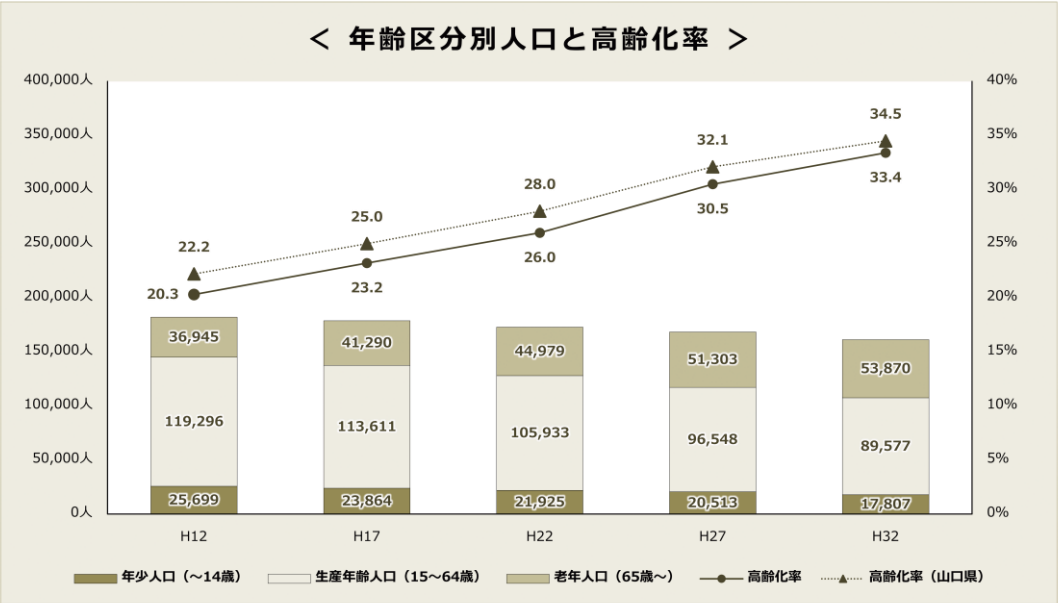


総務省「国勢調査」

（※H32は推計値による。また、年齢不詳者を含めていないため、総数とは異なる。）

また、本市の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの平均人数）は、平成21年以降増加に転じて現在1.51となっており、国を上回る率を維持しています。

今後も、「宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における目標値である1.65（平成31年度）の達成に向け、さらに少子化対策に取り組むこととしています。

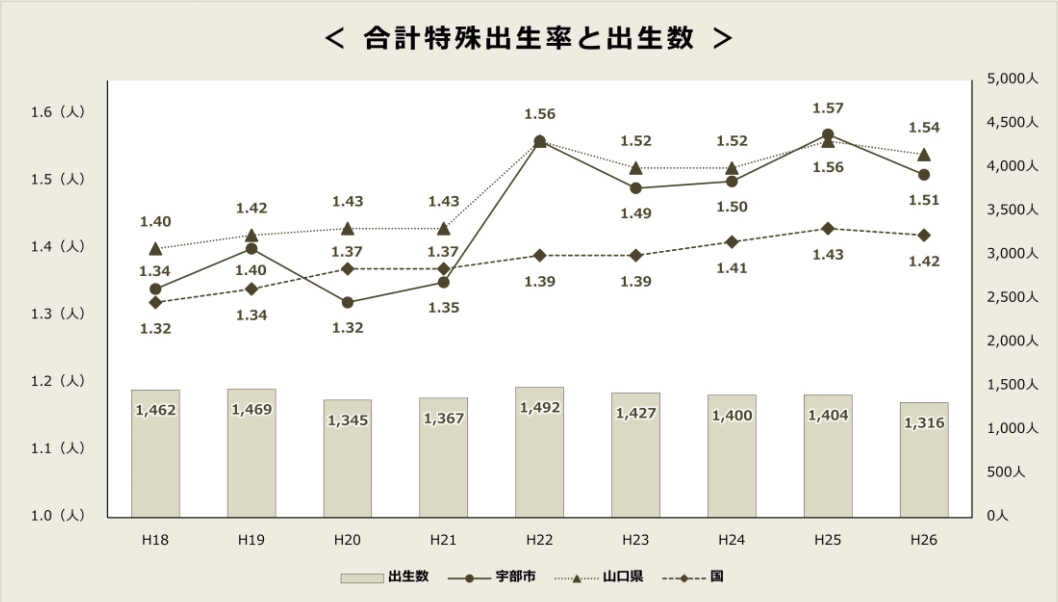


子育てプラン・うべ（宇部市子ども・子育て支援事業計画）

（※宇部市は参考値による。）

## (2) 家族形態の多様化

本市では1世帯あたりの平均人員が減り続けており、単独世帯やひとり親世帯が増加するなど、家族形態とそれに伴う生活形態の多様化が進んでいます。

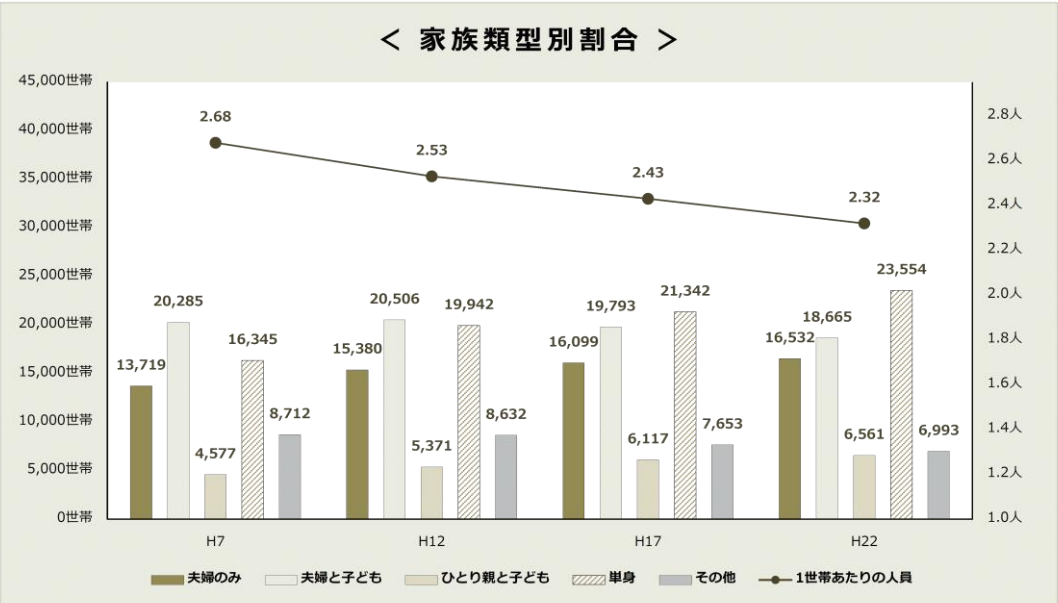


総務省「国勢調査」

### (3) 女性の就業状況

結婚や出産・育児等を理由にいったん離職することが多い年代である25～44歳の女性の就業率は、県・市ともに年々増加する傾向にあります。

このため、結婚から子育てまでの切れ目のない支援を総合的に行い、女性が安心して継続的に就業できる環境づくりが必要といえます。

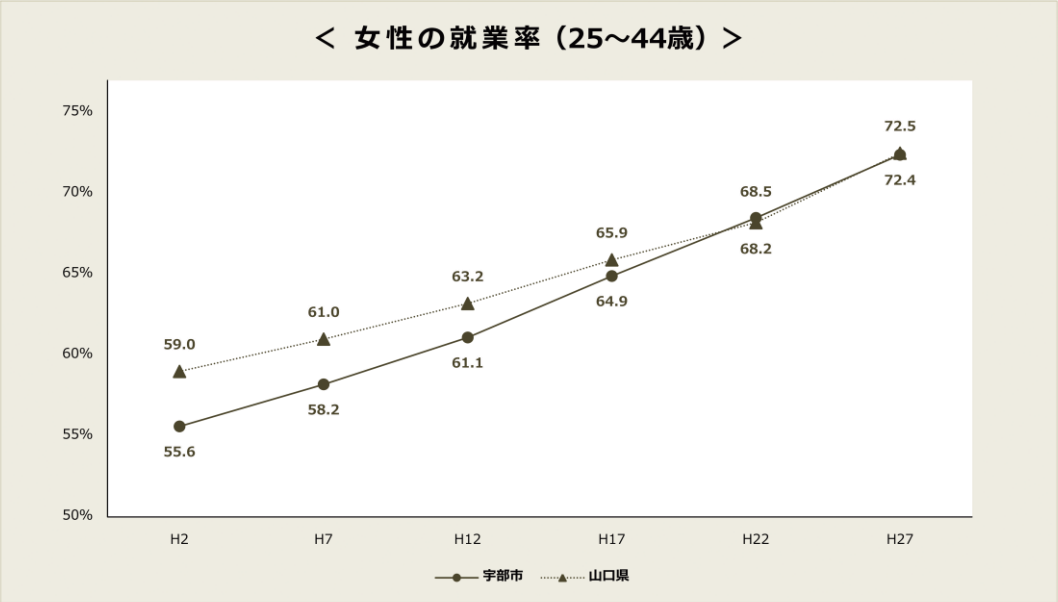


総務省「国勢調査」

また、女性の労働力率（年齢5歳階級別）は、平成2年では、30歳～34歳で労働力率が最も低くなる「M字カーブ」を描いていましたが、平成27年では、25歳～44歳までの労働力率に差が出なくなり、カーブも緩やかになっています。

このことからも、結婚や出産・育児等の時期に当たる年代の女性の就業が増加していることがうかがえます。

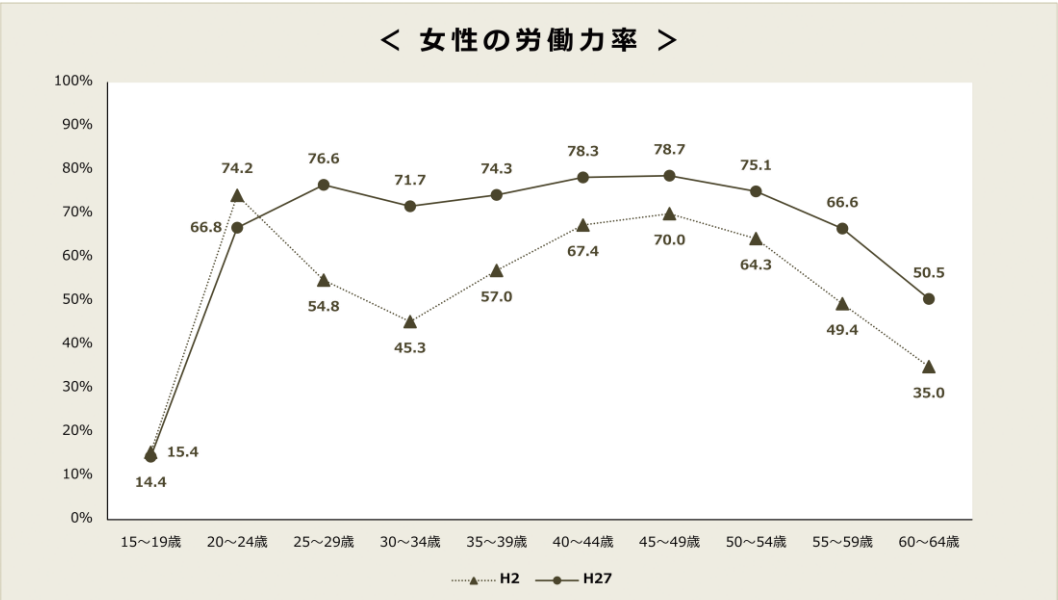


総務省「国勢調査」

# 第3章

# 計画の基本的な考え方

# 第3章　計画の基本的な考え方

## 1　計画の基本理念

本市では、「男女共同参画社会基本法」の第3条から第7条までに規定される5つの柱（①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調）を、目指すべき方向性として位置付け、さまざまな施策事業を進めていくものとします。

これに基づき、本計画では、

**誰もが個性を生かし、支え合い、心豊かに暮らせるまちづくり**

を推進していくことを、その基本理念といたします。

## 2　計画の基本目標

### (1) 女性がいきいきと活躍できる環境づくり

女性がさまざまな分野において施策・方針決定過程へ積極的に参画していくことのできる良好な環境を整備します。

また、働く女性がその能力を十分に発揮できる社会を目指し、長時間労働の抑制や休業・休暇の取得促進などによる働き方改革を推進し、どのような勤務条件を選択しても公平・公正な処遇が確保されるよう、快適な職場環境づくりを進めます。

### (2) 健康で安心・安全に暮らせる社会づくり

男女がお互いの性差に対する正しい知識を身につけるとともに、生涯にわたる健康支援ができるよう、各種健康教育や検診、相談体制等を充実させます。

また、DVをはじめとする男女間の暴力を根絶していくため、さまざまな予防教育の実施や暴力を容認しない社会環境の整備など、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めます。

### (3) 男女共同参画の推進に向けた基盤づくり

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野に共同参画できるよう、人々の意識の中に形成された性別による役割分担意識の解消を図ります。

また、旧来の社会制度や慣行などにしばしば見受けられる、男女を対等としない考え方を見直すため、家庭や学校、職場、地域等のさまざまな分野において、積極的に意識啓発や広報等を行い、男女共同参画推進のための総合的な基盤づくりを進めます。

## 3 計画の体系

| 基本理念 | 基本目標 | 重点項目 |
|---|---|---|
| 誰もが個性を生かし、支え合い、心豊かに暮らせるまちづくり | Ⅰ 女性がいきいきと活躍できる環境づくり | 1 政策・方針決定への女性参画の拡大 |
| | | 2 就業環境の整備 |
| | | 3 ワーク・ライフ・バランスの推進 |
| | | 4 男性側の意識改革 |
| | Ⅱ 健康で安心・安全に暮らせる社会づくり | 5 男女間における暴力の根絶 |
| | | 6 健康づくりの支援 |
| | | 7 生活に困難を抱えた方への支援 |
| | Ⅲ 男女共同参画の推進に向けた基盤づくり | 8 広報・啓発による意識の形成 |
| | | 9 教育・学習機会の充実 |
| | | 10 社会制度や慣行の見直し |

# 第4章

# 計画の内容

# 第4章　計画の内容

| 基本目標Ⅰ | 女性がいきいきと活躍できる環境づくり |
|---|---|

| 重点項目 1 | 政策・方針決定への女性参画の拡大 |
|---|---|

**【現状と課題】**

本市では、女性の意見をより多く市政に反映させるため、さまざまな政策や方針を決定する審議会や協議会等における女性委員の割合を50％とする取り組みを進めてきました。

その結果、平成22年6月時点で36.5％であった割合も徐々に増加し、平成26年6月に初めて目標を上回る50.8％を達成することができましたが、安定した市政運営のためには、今後もこの水準を維持していくことが大切であると考えています。

しかしながら、市民・事業者アンケート調査では、「企業や団体等の組織が男性優位に運営されている（21.5％）」、「家庭責任の重さから、女性自らが断念している（18.8％）」、等が女性の社会参画を阻害する要因として上位に挙げられており、また、女性管理職（係長相当職以上）の割合も15.2％にとどまるなど、一般的に見ると、決して参画が進んでいるとは言えず、今後、事業者や各種団体等に対し、さらに啓発を強化してまいります。



**【施策事業】**

新…新規　拡…拡充

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 女性のスキルアップを目的とした講座等の開催 拡 | 女性の社会参画を促進するため、さまざまな分野におけるスキルアップを図るためのセミナーなど、各種講座等の開催に努めます。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 地域や職場等における女性リーダーの育成支援 拡 | 国や県、民間企業等と連携・協力し、地域や職場等における女性の参画機会拡大に向けて、リーダーの育成支援のための専門講座を開催します。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 人材の把握や宇部市女性人材バンクの充実と活用促進 | 女性の審議会委員等への登用や社会参画のための講師や助言者を紹介するため、女性の幅広い人材の把握と登録促進に努め、宇部市女性人材バンクの充実と活用を図ります。 | 人権・男女共同参画推進課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 審議会等への女性委員の登用促進 | 審議会等の委員の選任に関する基準に基づき、審議会等の改選時期には委員として女性を積極的に選任するよう努めます。<br>また、委員の選任にあたっては、男女の構成比率が50％になるよう努めます。 | 人権・男女共同参画推進課<br>〈総務管理課〉 |
| 女性の登用や職域拡大のための啓発活動の推進 | 女性の登用や職域拡大を図るため、国・県等の関係機関と連携しながら、民間企業への啓発活動を行います。 | 人権・男女共同参画推進課<br>〈企業誘致・雇用創造課〉 |
| 市女性職員の長期的・計画的な人材育成<br>拡 | 「市女性職員活躍推進プラン（特定事業主行動計画）」に基づき、市女性職員の管理職への登用と職域の拡大を図るため、女性職員の能力開発研修へ積極的な派遣や自己啓発への支援を行います。<br>また、併せて、男性職員に対する意識改革（育児休業の取得促進など）にも取り組みます。 | 職員課 |
| 市民活動への女性参画の促進 | 各ふれあいセンターや宇部市民活動センターで実施される各種事業において、男女が共に活動しやすい環境づくりに努めます。 | 市民活動課 |
| 地域の仕組みづくりの支援 | 女性が家庭と地域活動を両立できる地域の仕組みづくりを支援します。 | 市民活動課 |

## 【数値目標】

| 内　　容 | 基準値（基準日） | 最終目標（H33年度） | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 市の審議会委員等への女性の登用率（女性委員の割合） | 49.3％（H28.3.31） | 50.0％ | 人権・男女共同参画推進課<br>〈総務管理課〉 |
| 市職員における女性管理職の登用率（課長職以上） | 14.0％（H27年度） | 25.0％（H32年度） | 職員課 |

| 重点項目 2 | 就業環境の整備 |
|---|---|

【現状と課題】

近年の厳しい就業環境の中、共働き世帯は増加の一途をたどり、女性が外で働くことも一般的になりました。

また、市民アンケート調査においても、多くの方が「女性が職業を持つことに賛成（93.1％）」、「女性が能力を発揮しないのはもったいない（24.1％）」、「女性も経済力をつけたほうがよい（21.3％）」と考えていることが分かります。

しかし、女性には妊娠や出産といった大きなライフイベントもあり、「同じ職場」や「同じ待遇」で継続的に就業していくことは、現実的には困難な状況であると言わざるを得ず、これらを解決していくためには、育児や介護などにおいて、夫をはじめとする家族の積極的な協力や、職場・地域等のサポート体制がとても重要になってきます。

本市においても、事業者に対する環境整備の支援や保育サービスの充実、仕事と家庭の両立支援などの取り組みを強化してまいります。

【施策事業】

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 働く女性のための能力開発及び処遇・労働条件等の情報提供 | 国・県等が実施する働く女性のための能力開発講座や適正な処遇や労働条件が確保できる情報の提供に努めます。また、情報活用能力開発を促進するための講座を開催します。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 女性起業家に対する情報提供 | 女性の社会進出を進めるため、起業に関する情報提供に努めます。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 女性の経営参画の促進 | 女性が経営に参画していくための講習会など、学習機会等に関する情報提供に努めます。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 地域や職場等における女性リーダーの育成支援 ＜再掲＞ 拡 | 国や県、民間企業等と連携・協力し、地域や職場等における女性の参画機会拡大に向けたリーダーの育成支援に努めます。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 女性活躍推進企業の認証 新 | 男女共同参画の推進に向け、女性が意欲をもって活躍することのできる環境づくりに積極的に取り組む事業者を認証し、その活動を支援します。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 女性職場環境改善助成金の交付 新 | 女性の活躍推進を図ることを目的として、女性のための職場環境の改善に向けて積極的に取り組む事業者に助成金を交付します。 | 人権・男女共同参画推進課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 女性応援イクメン奨励助成金の交付 新 | 女性の活躍推進を図ることを目的として、家庭内における男性の育児参加を促進するため、男性従業員に育児休業を取得させた事業者に助成金を交付します。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 就業環境整備のための啓発 | 「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」等、各種法制度の周知と実行を促すため、国・県等の関係機関と連携しながら啓発を行います。 | 人権・男女共同参画推進課<br>〈企業誘致・雇用創造課〉 |
| 職場環境整備のための啓発 | 国・県等の関係機関が作成した職場環境の整備に関する各種ポスター、パンフレット等による周知啓発に努めます。また、国・県等の関係機関と連携し、男女共同参画に関する研修等の情報提供に努めます。 | 人権・男女共同参画推進課<br>〈企業誘致・雇用創造課〉 |
| 育児休業制度等の啓発 | 国・県等の関係機関が作成した育児・介護休業制度に関する各種ポスター、パンフレット等による周知啓発に努めます。また、事業所等に対して、育児・介護などの各種法制度や支援制度等の情報提供に努めます。 | 人権・男女共同参画推進課<br>〈企業誘致・雇用創造課〉 |
| 職業能力開発の促進のための啓発 | 国・県等の関係機関と連携しながら、啓発を図るとともに、国・県等の関係機関が作成した職業能力開発に関する各種ポスター、パンフレット等の設置により情報提供に努めます。 | 企業誘致・雇用創造課 |
| 山口県農家生活改善士の認定 | 山口県農家生活改善士の認定にあたり、山口県美祢農林事務所と連携し、優れた農村生活を実践し、活力ある農村づくり活動の中心的推進役となる農村女性を推薦し、快適な農村生活の実現と活力ある農村づくりの総合的な推進を支援します。 | 農林振興課 |
| 山口県漁村生活改善士の認定 | 山口県漁村生活改善士の認定にあたり、山口県防府水産事務所と連携し、優れた漁村生活を実践し、活力ある漁村づくり活動の中心的推進役となる漁村女性を推薦し、快適な漁村生活の実現と活力ある漁村づくりの総合的な推進を支援します。 | 水産振興課 |

**【数値目標】**

| 内　　容 | 基準値<br>（基準日） | 最終目標<br>（H33年度） | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 女性活躍推進企業の認証数（累計） | 37社<br>（H28.3.31） | 150社<br>（H31年度） | 人権・男女共同参画推進課 |

| 重点項目 3 | ワーク・ライフ・バランスの推進 |
|---|---|

【現状と課題】

近年、社会情勢が急速に変化し、個人のライフスタイルも多様化する中、国においては、女性の活躍推進とともに、これまで男性を中心とした長時間労働の是正などが喫緊の課題として捉えられ、「働き方改革」が大きく叫ばれるようになりました。

また、事業者アンケート調査では、事業主の多くが「有給休暇を取得しやすくすること(15.9%)」、「職場の同僚や上司が配慮、協力すること(15.8%)」などの必要性を強く感じてはいるものの、一方で、「人員管理が難しい(32.2%)」、「コストが増加する(22.2%)」といった課題の解決に苦慮していることが分かりました。

女性の活躍を進めていくうえで、男性の積極的な家事・育児参加は大切な要件であるとともに、男性自身が地域とも関わりを深められる絶好の機会でもあることから、本市においても、誰もがバランスのよい過ごし方ができるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に向けた事業者への支援や市民意識の改革などに取り組んでまいります。

【施策事業】

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の意識啓発と家庭における男性の参画支援 | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の意識醸成を図るため、家庭における男女の役割について啓発するとともに、男性が家事・育児・介護等に対する能力や技術を習得できるよう支援を行います。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 両立支援に向けた企業等への普及促進 | 国・県等の関係機関と連携しながら、仕事と家庭が両立できる職場づくりのための各種法制度や支援制度等の情報提供に努めます。 | 人権・男女共同参画推進課<br>〈企業誘致・雇用創造課〉 |
| 事業主及び勤労者に対する意識啓発 | 国・県等の関係機関と連携しながら、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進施策、相談機関等の情報提供に努めます。 | 人権・男女共同参画推進課<br>〈企業誘致・雇用創造課〉 |
| 子育て研修会等の開催 | 子育て家庭や子育て支援関係者等に対して、子育て研修会等を開催し、知識や技術の習得を促進します。 | こども福祉課 |
| 特別保育の推進 | 障害児保育や延長保育など、多様な保育需要に応じて、利用しやすい保育サービスの充実を図ります。 | こども福祉課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 地域学童保育の推進 | 保護者が就労などにより、昼間家庭にいない小学校及び特別支援学校の小学部に就学している児童に対し、小学校の余裕教室等を活用して適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。 | こども福祉課 |
| 子育てサークルの育成支援 | 情報交換や仲間づくりの場となる子育てサークルの活動を支援します。 | こども福祉課 |
| 乳幼児医療費助成や児童手当の支給 | 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児等の医療費を助成し、児童手当を支給します。 | こども福祉課 |
| ファミリー・サポート・センターの運営 拡 | 育児の援助を受けたい者と、育児の援助を行いたい者からなる会員相互援助を実施し、仕事と育児の両立を支援します。また、山口県が実施するPR強化月間（7月）に合わせて広報へPR記事を掲載するなど周知活動に取り組みます。 | こども福祉課 |
| 女性起業家の支援 拡 | うべ起業サポートネットワークを中心に相談窓口や起業塾、創業セミナー、また、各種支援制度により女性起業家の創業を支援します。 | 企業誘致・雇用創造課 |
| 女性就労相談窓口の設置・運営 新 | 就労を希望する女性に対し、仕事と家庭の両立を応援するため、就労相談窓口を設置し、職業紹介や各種支援制度等の情報提供を行い、女性のチャレンジを応援します。 | 企業誘致・雇用創造課 |
| 「家族の絆の日」の広報 | 児童の健全育成のための重要な基盤である家庭で、家族の結びつきを強めるため、「家族の絆の日」・「家庭の日」の普及・啓発に努めます。 | 学校安心支援室 |

## 【数値目標】

| 内　　容 | 基準値（基準日） | 最終目標（H33年度） | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 延長保育を実施する保育所数 | 24か所（H28.3.31） | 26か所 | こども福祉課 |

| 重点項目 4 | 男性側の意識改革 |
|---|---|

【現状と課題】

市民アンケート調査によると、古くからある「男性は仕事、女性は家庭」という、性別に基づく固定的な考え方に対しては、男女ともに反対が賛成を上回っており、一人ひとりが性別を問わず、社会のあらゆる分野へ自由に参画していくことが理想的であると考えられています。

しかしその一方で、男性の育児休業取得率は、全国的に見ても、女性に比べて極端に低く（女性 86.6％、男性 2.3％（※））、現実問題として、このことが男性の家事・育児参加を阻害する要因の一つになっています。

また、本市が開催したシンポジウムにおいても、「長時間労働を前提としない働き方」が、今後、女性の活躍を推進していく重要なキーワードになるとの提案もあり、引き続き、さまざまな啓発事業を通じて、事業者や男性個人に対する意識変革を促進してまいります。

（※…「男女共同参画白書（平成28年版）」の民間企業における取得率データによる。）

【施策事業】

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 男性に対する男女共同参画の取組 | 男性の固定的役割分担意識が解消できるよう意識啓発を行うとともに、男性に対する相談体制を整備します。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 宇部イクメンの会の運営 新 | 男性の育児や家事参加を促進するため、育児中または育児に関心のある男性を対象に、情報提供やイベントの実施など、各種啓発事業を実施します。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 女性応援イクメン奨励助成金の交付 ＜再掲＞ 新 | 女性の活躍推進を図ることを目的として、家庭内における男性の育児参加を促進するため、男性従業員に育児休業を取得させた事業者に助成金を交付します。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 女性活躍推進サポート事業の実施 新 | 女性のスキルアップや男性の家事参加促進などを目的としたサポート事業を実施します。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 職場環境の整備に向けた事業者への啓発 | 国・県等の関係機関と連携しながら、仕事と育児・介護とが両立できるような制度や多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような制度等の周知を図ります。 | 人権・男女共同参画推進課<br>〈企業誘致・雇用創造課〉 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 地域情報の発信 | 男性が地域活動に対する関心を高めることができるよう、情報発信に努めます。 | 市民活動課<br>〈人権・男女共同参画推進課〉 |
| 市女性職員の長期的・計画的な人材育成<br>＜再掲＞<br>拡 | 「市女性職員活躍推進プラン（特定事業主行動計画）」に基づき、市女性職員の管理職への登用と職域の拡大を図るため、女性職員の能力開発研修へ積極的な派遣や自己啓発への支援を行います。<br>また、併せて、男性職員に対する意識改革（育児休業の取得促進など）にも取り組みます。 | 職員課 |
| 健康問題についての相談体制の整備 | 健康問題について随時相談に応じるとともに、必要に応じて専門的相談機関を紹介します。 | 健康推進課 |

**【数値目標】**

| 内　　容 | 基準値<br>（基準日） | 最終目標<br>（H33年度） | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 市職員における男性の育児休業取得率 | 3.4％<br>（H27年度） | 13.0％<br>（H32年度） | 職員課 |

| 基本目標Ⅱ | 健康で安心・安全に暮らせる社会づくり |
|---|---|

| 重点項目 5 | 男女間における暴力の根絶 |
|---|---|

【現状と課題】

DVをはじめとする男女間の暴力は、相手の人権を著しく侵害するものであり、いかなる理由があろうとも、決して許されるものではありません。

特に、これらの被害者の大多数は女性（98.0％（※））であり、交際相手なども含め、性犯罪やストーカー行為などのトラブルは未だ後を絶たず、中には命の危険にまで及ぶ事件へとエスカレートするものもあります。

本市では、これらの問題に対応するため、県内の市町では唯一となる「宇部市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、弁護士や臨床心理士を含めた専門スタッフが多様化する相談内容に日々対応しています。

しかし、市民アンケート調査によると、相談窓口としての当センターの認知度は11.9％と、最も多かった警察署（36.9％）に比べ、かなり低い水準にとどまっています。

今後は、当センターの周知を強化するとともに、各種関係機関とも十分な連携体制を構築し、あらゆる暴力の根絶を目指してまいります。

（※…宇部市配偶者暴力相談支援センターにおける相談延件数（平成27年度）の割合による。）

【施策事業】

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| あらゆる暴力を根絶するための啓発 | 市民が、配偶者等からの暴力の防止に関する正しい理解と認識を得られるよう、啓発講座等を開催します。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 各種ハラスメントの防止のための啓発 拡 | さまざまなハラスメントに関する情報を提供するとともに、事業者や関係機関と連携しながら、防止のための意識啓発と相談体制の充実に努めます。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 若い世代での男女間に起きる暴力防止の啓発 | 人権尊重と暴力を許さないという意識の高揚と若い世代での男女間で起きる暴力の防止を図るため、中学生以上の学校関係者を対象とした啓発講座等を開催します。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 相談窓口の周知 | DVやセクシュアル・ハラスメント等の女性の人権に関する相談業務を行う配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の周知を図ります。 | 人権・男女共同参画推進課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 相談窓口の充実 | 市の関係部署及び関係機関等と連携しながら、組織的対応によるきめ細かな相談を行うとともに、被害者の精神的な負担を軽減するためのワンストップサービスに努めます。また、弁護士による法律相談や臨床心理士による心理相談を実施するとともに、二次被害の防止を図るため、各種研修・講座を活用しながら、相談員や関係職員の資質向上に努めます。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 緊急時における被害者の安全確保 | 被害者の安全を確保するため、山口県男女共同参画相談センター等で一時保護が行われるまでの間の避難場所の提供やセンターまでの同行支援を行います。また、被害者の状況によっては、受診や入院に関する支援や社会福祉施設等への入所も視野に入れた対応を行います。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 被害者への適切な情報提供 | 配偶者暴力相談支援センターにおいて、保護命令等の司法手続きや住民基本台帳事務における支援措置、市営住宅、健康保険、就業機会などの情報提供等に努めます。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 宇部市DV防止支援ネットワークの充実 | 被害者からの相談の対応並びに保護及び支援を適切かつ効果的に行うため、山口県男女共同参画相談センターや宇部警察署等の関係機関、民間支援団体及び市の関係部署とによる「宇部市DV防止支援ネットワーク」の機能充実に努めます。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 民間支援団体との連携 | 被害者の多様な状況への対応及びDVやデートDV防止の早期啓発を推進するため、被害者の支援活動を行っている民間支援団体と連携・協働して施策の推進に取り組みます。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 被害者等に係る情報管理の徹底 | 市が保有する被害者情報に関しては、個人情報の保護を徹底します。また、住民基本台帳の閲覧等に関しては、被害者を保護する観点から、住民基本台帳法及び関係法令、国の基本方針等に基づき取り扱います。 | 人権・男女共同参画推進課<br>市民課 |
| 関係機関等との連携 | 被害者が高齢者や障害者の場合には、複雑・多様化する被害者の相談に適切に対応できるよう、関係機関等と連携して、相談窓口の充実を図ります。 | 障害福祉課<br>高齢者総合支援課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 心身の回復に向けた支援 | 被害者が心身の安定を取り戻すために、公的機関、保健医療機関、民間団体との連携を深め、適切な相談機関や自助グループ等の活動についての情報提供に努めます。 | 健康推進課 |
| 住宅の確保に向けた支援 | 原則6か月の期限で市営住宅への一時入居（条件付き）を認めるとともに、市営住宅の通常の入居については、優先入居対象者として、入居の抽選において当選倍率の優遇措置を講じます。 | 住宅課 |
| 若い世代からの教育・啓発の充実 | 学校教育における人権教育を通じて、人権尊重や男女共同参画の意識を高める教育の充実を図ります。 | 人権教育課 |

**【数値目標】**

| 内　　容 | 基準値（基準日） | 最終目標（H33年度） | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 自分自身を含め、身近な人の中に配偶者による暴力の被害者がいる女性の割合 | 13.7％（H28.6.30） | 10％以下 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 宇部市配偶者暴力相談支援センターの認知度 | 11.9％（H28.6.30） | 50％以上 | 人権・男女共同参画推進課 |

| 重点項目 6 | 健康づくりの支援 |
|---|---|

【現状と課題】

誰もがいきいきと活躍することのできる男女共同参画社会を実現するためには、まず、一人ひとりが心身ともに健康に暮らせることが、とても大切な前提要件となります。

特に女性は、生涯の中で妊娠や出産を経験する機会があり、また、女性特有の病気にかかる危険性もあるなど、男性とは異なる健康上の問題に直面するため、男女がそれぞれの性差を十分に理解・尊重したうえで、お互いに認め合い、助け合っていくことがとても重要です。

本市では、全ての市民が精神的、身体的及び社会的な面において、より快適で良好な生活を送ることができるよう、健康づくり事業をはじめとする福祉施策の充実やスポーツの振興などを通じて、今後も健康寿命の延伸を図ってまいります。

【施策事業】

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 定期文化講座による健康づくりの支援 拡 | 市民一人ひとりが、さまざまな分野における技術の習得や仲間づくりなどを通して、心身ともに健康で豊かな生活が送れるよう、軽運動や文化芸術、語学などの講座を定期的に開催します。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 文化の振興 新 | 「人と地域がきらめく文化の薫るまち」の実現を目指し、宇部市文化創造財団と連携しながら、市民がいつでも、どこでも文化に触れ、親しむことのできるよう各種の文化事業に取り組みます。 | 文化・スポーツ振興課 |
| スポーツの振興 拡 | 宇部市スポーツコミッションを中心として、子どもから高齢者・男性・女性・障害のある人など、すべての市民一人ひとりが、年齢や性別・体力や能力・技術・興味・目的に応じて、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、身近な地域でスポーツに親しめる豊かな生涯スポーツ社会を実現し、スポーツを通して活力ある地域社会の醸成と子どもたちの健全育成に取り組みます。 | 文化・スポーツ振興課 |
| 健康づくり対策の推進 | 健康長寿のまちづくりを目指し、健康づくり計画に掲げるアクションプランに基づく健康づくり施策を推進します。 | 健康推進課 |
| ライフステージに応じた健康管理 | 学校、職域、地域団体などとともに健康づくり事業を実施し、市民の健康づくりを推進します。 | 健康推進課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 健康づくり情報の提供 | 市広報、市ホームページなどへ健康情報を提供し、市民への健康に対する意識の啓発を図ります。 | 健康推進課 |
| がん予防・がん検診の推進 新 | がんの予防と早期発見による健康寿命の延伸のため、市民に対するがん予防・がん検診受診の啓発を推進します。 | 健康推進課 |
| 妊娠・出産・育児に関する支援体制の整備 拡 | 子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健コーディネーター（保健師等の専門職）が、親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に全ての妊婦を対象とし、また、随時、妊産婦等からの相談を受け、必要に応じて医療機関（産科・小児科等）や子育て支援機関等の関係機関と連携し、切れ目のないきめ細かい支援を行います。 | 健康推進課 |
| 母子保健事業の充実 | 保健師等による保健指導や相談の機能を充実するとともに、男女ともに、妊娠・出産・育児等に関する学習の機会を増やし、安心して子どもを産み育てるための支援をします。また、妊婦、乳幼児の健康診査体制の整備を図り、妊娠・出産における母体の健康管理を行うとともに、乳幼児の発達支援を推進します。 | 健康推進課 |

| 重点項目 7 | 生活に困難を抱えた方への支援 |
|---|---|

【現状と課題】

近年、非正規労働者の大幅な増加に象徴されるように、我々を取り巻く就業環境はより厳しいものへと変化し、また、若者の貧困や児童・障がい者・高齢者等への虐待が深刻化するなど、さまざまな面において、安らぎとゆとりのある心豊かな生活を阻害される事案が非常に多くなってきました。

特に女性は、妊娠や出産、育児などを理由として、やむなく正規労働の道が閉ざされてしまうケースも多く、また、日常的にもDVや性犯罪などの暴力被害に遭いやすいといった特徴があるため、一般的に男性に比べ、困難な生活に陥りやすい傾向があると考えられます。

本市では、こうした課題に対し、早急かつ正確な現状把握に努めるとともに、国や県、関係機関等との連携のもと、相談窓口の充実や経済的な支援など、今後も福祉施策の推進に取り組んでまいります。

【施策事業】

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 相談窓口の周知<br>＜再掲＞ | DVやセクシュアル・ハラスメント等の女性の人権に関する相談業務を行う配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の周知を図ります。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 相談窓口の充実<br>＜再掲＞ | 市の関係部署及び関係機関等と連携しながら、組織的対応によるきめ細かな相談を行うとともに、被害者の精神的な負担を軽減するためのワンストップサービスに努めます。また、弁護士による法律相談や臨床心理士による心理相談を実施するとともに、二次被害の防止を図るため、各種研修・講座を活用しながら、相談員や関係職員の資質向上に努めます。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 生活困窮者のための自立支援プログラム | 生活に困窮した方に対して、生活の安定及び就労支援等の自立に向けた支援を行います。 | 地域福祉課 |
| 民生委員・児童委員の活動の補助 | 民生委員推薦会の運営や民生委員児童委員協議会の運営に対する支援を行います。 | 地域福祉課 |
| 宇部市社会福祉協議会運営費の補助 | 宇部市社会福祉協議会による、在宅福祉サービスの推進、地域福祉の推進及びボランティア活動の取り組みを支援します。 | 地域福祉課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 就労支援員を活用した就労支援プログラム | 就労支援員（就労相談業務経験者）を２人配置し、就労相談、求人情報の提供及び就労意欲の喚起等の支援を行い、宇部公共職業安定所と連携しながら雇用機会の拡充に向けた相談体制を整えていきます。 | 生活支援課 |
| 障害者居宅生活支援事業 | 障害者が安心して暮らすことができるよう、福祉サービスに関する情報の提供や相談支援、苦情処理体制の充実を図ります。 | 障害福祉課 |
| 障害者就労ワークステーション設置運営事業 | 障害者を積極的に雇用し、働く意欲のある障害者の自立促進と就労を支援するとともに、庁内業務の効率化を図るため、障害者就労ワークステーションを運営します。 | 障害福祉課 |
| 在宅介護サービス給付事業 | 訪問介護、通所介護、ショートステイなどの介護を必要とする高齢者とその家族を支援するため、在宅介護サービスの充実を図ります。 | 高齢者総合支援課 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | 要支援者や事業対象者などが、訪問型サービス、通所型サービスなどを利用することにより、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう支援します。 | 高齢者総合支援課 |
| ご近所福祉サロン推進事業 | 子どもから高齢者まで障害の有無に関わらず、誰もが気軽に集え、さまざまな交流や活動を行う地域福祉の拠点を整備します。 | 高齢者総合支援課 |
| 家族介護支援事業 | 家族介護者を支援するサービスを充実するとともに、介護サービス利用者が、ニーズに応じた適切なサービスの提供が受けられるよう、情報の提供や、相談及び苦情処理体制の充実を図ります。 | 高齢者総合支援課<br>健康推進課 |
| 介護予防事業 | 運動機能の向上や認知症予防を行い、地域支援体制の整備を行うことで、要介護状態になることを予防し、高齢者の健康を保持増進、自立した生活を支援します。 | 健康推進課 |
| 路線バスにおけるノンステップバス導入の推進 新 | 子育て世代の移動手段として、ベビーカーがそのまま乗れるノンステップバスを年次的に導入し、安心・安全に路線バスが利用できる環境を整えます。 | 宇部市交通局 |

| 基本目標Ⅲ | 男女共同参画の推進に向けた基盤づくり |
|---|---|

| 重点項目 8 | 広報・啓発による意識の形成 |
|---|---|

【現状と課題】

男女共同参画社会基本法の施行から20年近い年月が経った現在、従来の男性中心型社会のあり方に対する意識改革は着実に進んでおり、個人の考え方も柔軟かつ多様化してきました。

また、市民アンケート調査やワークショップ、シンポジウム等においても、「性別ではなく、一人ひとりの個性や得意分野を生かすこと」、「互いを個人として認め合うダイバーシティ（多様性）への意識変革」などが大切である、といった意見が数多く寄せられています。

しかしながら、同アンケートでは、未だに大多数の方が「社会全体として、男性が優遇されている（73.3％）」とも回答しており、理想と現実との間にはまだ大きなギャップが残されていると考えられることから、本市では、情報誌「ぱれっと」の発行をはじめ、啓発イベントやホームページ、その他の広報媒体等を効果的に活用しながら、今後も引き続き、市民意識の向上に努めてまいります。

【施策事業】

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 情報誌「ぱれっと」の発行 | 男女が共に創る社会の実現を目指す情報誌「ぱれっと」を発行します。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 講演会・研修会・講座等による啓発の充実 | 市民の意識啓発を図るため、講演会・研修会・講座等の啓発活動の充実に努めます。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 講師の派遣や助言などの支援 | 市民団体などが行う男女共同参画社会の推進に関する学習会に対し、講師派遣等の支援を行います。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| うべ男女共同参画推進本部の充実 | 宇部市男女共同参画基本計画に係わる施策を総合的・効果的に推進するため、庁内の横断的組織である推進本部や推進本部幹事会において、必要な課題に的確に対応するとともに、推進体制の充実を図ります。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 市ホームページ等の各種メディアを活用した啓発 | 市ホームページやさまざまなメディアを活用して、性別役割分担意識の解消や男女共同参画社会の必要性などについて啓発を行います。 | 人権・男女共同参画推進課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
| --- | --- | --- |
| 女性活躍推進サポート事業の実施<br>＜再掲＞ 新 | 女性のスキルアップや男性の家事参加促進などを目的としたサポート事業を実施します。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 性的少数者に対する理解の促進 新 | 性的少数者（LGBTなど）に対する差別や偏見が解消され、正しい認識と理解が促進されるよう、各種啓発に努めます。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 市が作成する申請書や刊行物等における内容表現の配慮 | 市が作成する申請書や刊行物等において、人権尊重の視点に立った表現を行うよう努めます。 | 人権・男女共同参画推進課<br>〈関係各課〉 |
| 人権意識の高揚のための啓発活動推進事業 | 人権教育・啓発に関する国・県の動向を踏まえ、学校、地域、家庭、職場、その他のさまざまな場を通じて、「一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための教育・啓発活動を推進します。 | 人権・男女共同参画推進課<br>人権教育課 |
| 市職員研修の実施 | 職員の男女共同参画についての理解を深め、その視点を養う研修を実施します。 | 職員課 |
| 地域活動の機会を活用した啓発 | 校区住民や団体が実施する各種講座や地域主催事業などのふれあいセンター活動の機会を活用し、地域住民等を対象とした男女共同参画推進のための意識啓発を行います。 | 市民活動課 |
| 地域交流の場の充実 新 | 子どもたちの登下校時の見守りや地域をパトロールするボランティア活動等により、地域交流の場の充実を図ります。 | 高齢者総合支援課 |
| 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進 | 学校教育における「性に関する教育」「人権教育」を通じて、男女共同参画に関する認識を深め、学校便りや授業参観等を活用しながら広報・啓発活動を展開します。 | 学校教育課 |
| 社会人権教育推進事業 | 人権教育の取組の中で、男女の人権について学習する場や機会を提供します。 | 人権教育課 |

| 重点項目 9 | 教育・学習機会の充実 |
|---|---|

【現状と課題】

近年の学校教育現場では、さまざまな場面において、男女混合や男女共通を基本とした運営手法が積極的に導入されるなど、可能な限り、性別によらない公平な取り扱いを進めていくよう配慮されており、また、子どもたちも男女平等や人権尊重、相互理解といった男女共同参画に関する意識を、小さい頃から自然と身につけることができるようになりました。

しかし、全国的に見ると、依然として、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである（男…46.5％、女…43.2％）（※）」といった固定的な性別役割分担意識も根強く残っていることから、学校だけでなく、家庭や職場、地域なども含め、あらゆる分野において男女平等への意識を高めていく必要があります。

本市では、一人ひとりが豊かな人権感覚を育むことができるよう、今後も男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実に努め、誰もが暮らしやすい社会づくりをさらに進めてまいります。

（※…「女性の活躍推進に関する世論調査（平成26年）」における集計データによる。）

【施策事業】

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 男女の社会参画に向けた啓発及び学習機会の充実 | 家庭や社会における男女平等の意識を高める啓発や学習機会等の提供により、男女が対等な立場で社会参画できるよう支援を行います。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 女性活躍推進サポート事業の実施 ＜再掲＞ 新 | 女性のスキルアップや男性の家事参加促進などを目的としたサポート事業を実施します。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 国際的な人権意識の高揚 | 豊かな人権感覚を育むための学習機会の充実に努めます。 | 人権・男女共同参画推進課<br>人権教育課 |
| 国際交流による多文化共生の推進 新 | 海外都市、外国人と、各分野にわたる市民レベルの交流を進めることによって、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築き地域社会の構成員として共に生きていけるよう推進します。 | 国際政策課 |
| 地域子育て支援の推進 | 育児不安等についての相談指導、子育て支援団体の支援などを行い、地域での子育てを支援します。 | こども福祉課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 男女平等教育実践研究の推進 | 男女平等の視点から、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動における学習内容の取り扱い方や指導方法等に関する研究を実施します。また、子どもの発達段階や学校の実態に応じて、男女平等教育の実践を推進します。 | 学校教育課 |
| 家庭教育推進事業 | 家庭教育の機能や役割についての認識を深めるため、乳幼児期から思春期まで子どもの発達段階に応じた学習機会を提供します。 | 社会教育課 |
| 個人の尊重や男女平等教育に関する教育の実践 | 男女共同参画社会の推進を目指して、家庭のあり方や家族の人間関係、子育ての意義などについて学習の充実を図ります。 | 人権教育課 |
| 教職員等の研修 | 男女平等教育についての正しい理解と認識を深めるために、教職員等に対する研修を実施します。 | 人権教育課 |
| 男女共同参画の視点に立った学校教育・人権教育の推進 | 児童生徒の心身の成長の過程に即し、性別による固定的な役割分担意識の解消、男女平等や人権尊重、家庭生活の大切さなどの視点に立った教育を推進します。 | 人権教育課 |

**【数値目標】**

| 内　　容 | 基準値（基準日） | 最終目標（H33年度） | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 地域子育て支援拠点施設数 | 10か所（H28.3.31） | 12か所 | こども福祉課 |

| 重点項目10 | 社会制度や慣行の見直し |
|---|---|

**【現状と課題】**

男女が性別によって制限されることなく、あらゆる分野へ主体的に参画できる社会にしていくためには、従来からの固定的な社会制度や慣行などを見直し、改善を図っていく必要があります。

市民アンケート調査においても、男女ともに多くの方が、「社会通念・慣習・しきたりなどで男性が優遇されている（77.8％）」、「法律や制度の面で男性が優遇されている（46.5％）」と考えており、性別による地位の不平等感については、それほど解消されていないことが分かりました。

本市では、今後もさまざまな啓発イベントや多様な広報媒体等を活用して、市民の意識向上を図るとともに、企業や各種団体等の事業者に対する啓発や支援等の取り組みも強化しながら、誰もが個性や能力を十分に生かし、支え合うことのできる心豊かなまちづくりを進めてまいります。

**【施策事業】**

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---|---|---|
| 情報誌「ぱれっと」の発行<br>＜再掲＞ | 男女が共に創る社会の実現を目指す情報誌「ぱれっと」を発行します。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 市ホームページ等の各種メディアを活用した啓発<br>＜再掲＞ | 市ホームページやさまざまなメディアを活用して、性別役割分担意識の解消や男女共同参画社会の必要性などについて啓発を行います。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 学習グループや講座等への講師派遣 | 地域、企業などが行う男女共同参画社会の推進に関する学習会に対し、講師派遣等の支援を行います。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 男女共同参画に関する法律・条例等の周知 | 男女共同参画に関する法律や条例等について、広く周知を図ります。 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 市の刊行物等における内容表現の配慮<br>＜再掲＞ | 市が刊行する広報紙やチラシ・ポスター、パンフレット等で男女共同参画の視点に立った表現を行うよう努めます。 | 人権・男女共同参画推進課<br>〈関係各課〉 |

【数値目標】

| 内　　容 | 基準値<br>（基準日） | 最終目標<br>（H33年度） | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 「各分野における男女の地位の平等感（社会全体として）」の問いで、平等と感じる人の割合 | 16.8％<br>（H28.6.30） | 80％以上 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 「各分野における男女の地位の平等感（社会通念・慣習・しきたりなどで）」の問いで、平等と感じる人の割合 | 13.5％<br>（H28.6.30） | 80％以上 | 人権・男女共同参画推進課 |
| 「各分野における男女の地位の平等感（法律や制度の面で）」の問いで、平等と感じる人の割合 | 35.8％<br>（H28.6.30） | 80％以上 | 人権・男女共同参画推進課 |

# 第5章

# 計画の推進体制

# 第5章　計画の推進体制

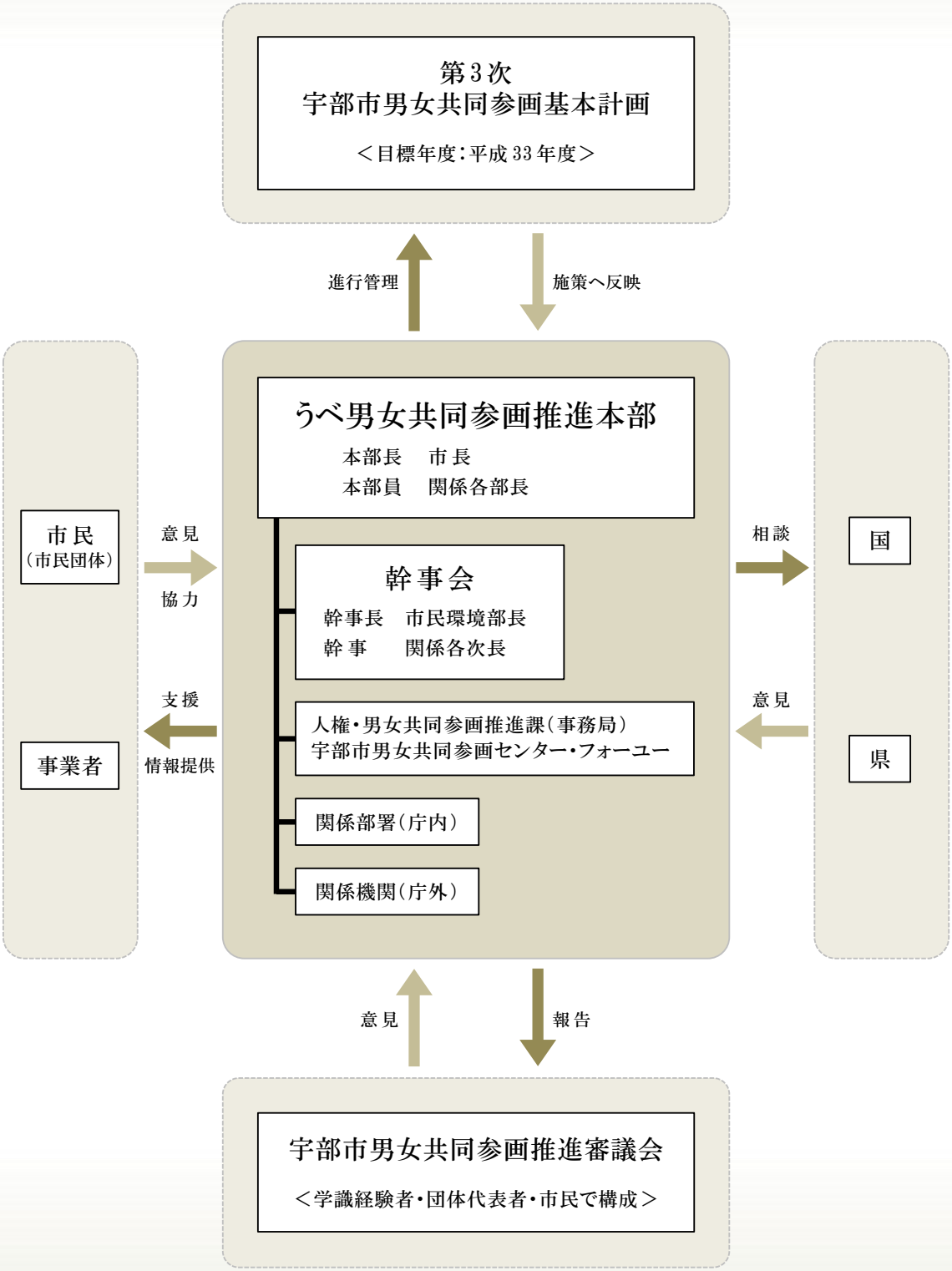
第３次
宇部市男女共同参画基本計画
＜目標年度：平成 33 年度＞
進行管理
施策へ反映
うべ男女共同参画推進本部
本部長　市長
本部員　関係各部長
幹事会
幹事長　市民環境部長
幹事　関係各次長
人権・男女共同参画推進課（事務局）
宇部市男女共同参画センター・フォーユー
関係部署（庁内）
関係機関（庁外）
市民
（市民団体）
意見
協力
支援
情報提供
事業者
相談
意見
国
県
意見
報告
宇部市男女共同参画推進審議会
＜学識経験者・団体代表者・市民で構成＞